



復興庁

Reconstruction Agency

復興・創生 その先へ

令和5年度 税制改正の概要

令和4年12月

復興庁

令和5年度税制改正の概要（復興庁関係部分）

令和4年12月
復興庁

1. 福島関係

- (1) 福島国際研究教育機構に係る税制上の所要の措置の**創設**
- (2) 福島国際研究教育機構等との試験研究に係る税制上の所要の措置の**創設**
- (3) 帰還・移住等環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の**延長**
- (4) 農用地利用集積等促進計画により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置の**延長**
- (5) 農用地利用集積等促進計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の**延長**

2. 被災代替資産関係

被災代替資産等に係る特別償却の特例措置の**延長**

1. 福島関係

(1) 福島国際研究教育機構に係る税制上の所要の措置の創設

<復興庁・文部科学省・農林水産省・経済産業省・厚生労働省・環境省 共同要望>

【国税】所得税、法人税、消費税、印紙税、登録免許税、相続税

【地方税】個人住民税、法人住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税、事業所税

令和5年4月の福島国際研究教育機構の設立に伴い、当該機構の円滑な設立及び運営が可能となるよう、税制上の所要の措置を創設。

(2) 福島国際研究教育機構等との試験研究に係る税制上の所要の措置の創設

<経済産業省・復興庁・文部科学省・農林水産省・厚生労働省・環境省 共同要望>

【国税】所得税、法人税 【地方税】法人住民税

企業等が福島国際研究教育機構等と共同して試験研究を行った場合又はこれらの者に委託して試験研究を行った場合に、法人税額等について、所要の措置を創設。

(3) 帰還・移住等環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長

<復興庁 要望>

【国税】所得税、法人税 【地方税】個人住民税、法人住民税

避難解除区域等^(注)内において、土地集約化事業のために帰還・移住等環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合に、土地等を譲渡した者の所得税等を軽減する措置の適用期限を令和7年12月31日まで3年延長。

(注) 避難解除区域等：避難解除区域、避難指示解除準備区域、認定特定復興再生拠点区域

(4) 農用地利用集積等促進計画により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置の延長

<農林水産省・復興庁 共同要望>

【国税】登録免許税

農業者が農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業の推進に関する法律）に基づき農用地区域内にある農用地等を取得した場合、所有権移転登記に係る登録免許税の税率を20/1000から10/1000に軽減する措置の適用期限を令和8年3月31日まで3年延長。

※福島復興再生特別措置法に基づく取得も含む。

(5) 農用地利用集積等促進計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の延長

<農林水産省・復興庁 共同要望>

【地方税】不動産取得税

農業者が農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業の推進に関する法律）に基づき農用地区域内にある土地を取得した場合、不動産取得税の課税標準（取得した土地の価格）の3分の1相当額を控除する特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで2年延長。

※福島復興再生特別措置法に基づく取得も含む。

2. 被災代替資産関係

被災代替資産等に係る特別償却の特例措置の延長

<復興庁・農林水産省・経済産業省 共同要望>

【国税】所得税、法人税

東日本大震災により滅失又は損壊した船舶（漁船）に代わるものとして取得等をして事業の用に供した場合における特別償却（船舶（漁船）24%（中小企業者等の場合））の適用期限を令和8年3月31日まで3年延長。

※これまで対象資産であった建物、構築物、機械・装置については、令和4年度末までに事業の用に供することができない場合であっても、事業者の責に帰さない事由によって事業の用に供することが遅れた場合には、従前の特例措置が適用できるよう令和6年度末までの経過措置を設ける。

【従前の特例措置（令和3年度税制改正）】

ア. 東日本大震災により滅失又は損壊した建物、構築物、機械・装置に代わるものとして取得等をして事業の用に供した資産、イ. 被災区域である土地及びその土地に付随して一体的に使用される土地の区域内で取得等をして事業の用に供した建物、構築物、機械・装置における特別償却（建物・構築物12%、機械・装置24%（中小企業者等の場合））